

令和7年度第1回教育委員会会議日程

開催期日 令和7年4月30日（水）

開催時間 14時00分

開催場所 芽室町役場2階応接・会議室

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 前会議録の承認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第1号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）

日程第5 報告第2号 区域外就学認定の件（非公開）

日程第6 報告第3号 就学指定校変更（学校選択）認定の件（非公開）

日程第7 議案第1号 芽室町学校教育推進協議会委員委嘱の件

日程第8 議案第2号 芽室町教育支援委員会委員委嘱の件

日程第9 議案第3号 芽室町教育研究所職員委嘱の件

日程第10 議案第4号 芽室町立学校における学校運営協議会委員委嘱の件

日程第11 議案第5号 芽室町学校給食センター条例施行規則中一部改正の件

閉 会

日程第 4

報告第 1 号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和 7 年 4 月 3 0 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜すい）

令和元年 6 月 17 日 条例第 16 号

（貸付対象者）

第 2 条 奨学金は、次に掲げる条件を備えた学生に対して貸し付ける。

- （1） 経済的理由により奨学金を必要としていること。
- （2） 父、母又はそれに代わり学生を監護していると町長が認める者（以下これらの者を「保護者」という。）が芽室町内に居住していること。
- （3） 学生及び学生の保護者が、町税及び国民健康保険税を完納していること。

（貸付決定及び通知）

第 5 条 町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

日程第 5

報告第 2 号

区域外就学認定の件（非公開）

学校教育法施行令第 9 条第 1 項の規定に基づく区域外就学の認定について、報告します。

令和 7 年 4 月 3 0 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○学校教育法施行令（関係条文抜すい）

（昭和二十八年十月三十一日）

（政令第三百四十号）

（区域外就学等）

第九条 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2. 市町村の教育委員会は、前項の承諾(当該市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)への就学に係るものに限る。)を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

（昭三六政二九一・昭五三政三一〇・平一〇政三五・平一〇政三七二・平一四政一六三・平一九政五五・一部改正）

区域外就学許可基準

芽室町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校教育法施行令第9条に規定する区域外就学について、保護者の申し出により、次の条件と基準表に該当する場合はこれを許可する。

<条件>

1. 保護者が指定校変更後の通学経路・通学方法を明確にした上で、通学途中の安全について責任を負うこと。
2. 学校施設の運営上問題がないと判断されること。
3. 教育委員会が必要と認めた書類等が添付されていること。

事 由		許可基準	許可期間	必要書類等
1	途中転出	小学校6年及び中学校3年	卒業まで	印鑑
		上記以外の学年	学期末まで	
2	転入予定	転入予定地の通学区域指定校に、あらかじめ通学を希望する場合	転入するまでの期間	印鑑・住民票 建築確認書・売買契約書・工事契約書・賃貸借契約書等事実を証することができる書類
3	兄弟が指定校とは別の学校に在籍している場合	兄弟が在籍する学校に弟妹も兄弟と同じ学校に通学を希望する場合	兄弟が卒業まで（ただし、兄弟が卒業時、小学校5年生及び中学校2年生の場合は、卒業まで）	印鑑
4	身体的理由	病気治療または心身上の理由がある等教育的配慮が必要な場合	教育委員会が必要と認めた期間	印鑑 医師の診断書
5	いじめ・不登校	在籍校でいじめ・不登校の解消ができず指定校以外の学校への通学を必要とする場合	学校長と協議して定める	印鑑 学校長の意見書
6	その他 ・ 家庭の事情 ・ 天災等 ・ 遠距離通学	教育委員会が認める場合	その都度定める	教育委員会が指示するもの

適用年月日 平成19年4月1日

日程第 6

報告第 3 号

就学指定校変更（学校選択）認定の件（非公開）

芽室町立小、中学校通学区域制度の弾力的運用に関する要綱第 7 条の規定に基づく
就学指定校の変更について、報告します。

令和 7 年 4 月 3 0 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町立小、中学校通学区域制度の弾力的運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、芽室町立小、中学校通学区域に関する規則（昭和49年教育委員会規則第2号）で定める通学区域以外の芽室町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）への就学を、保護者の希望で選択可能とすることにより、学校の通学区域制度の弾力的運用を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 通学区域以外の学校へ通学できる者は、芽室町内に住所を有する就学予定者及び在校生とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意味は、学校教育法(昭和22年法律第26号)及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 特定地域 就学予定者及び在校生の現住所に係る通学区域の学校（以下「指定校」という。）に通学するよりも隣接する学校へ通学することにより、通学距離が短縮される地域で別表に定める地域をいう。
- (2) 隣接校 指定校に隣接している芽室西小学校及び芽室西中学校をいう。
- (3) 受入可能人数 学校の施設状況、将来の人口予測等を考慮し、教育委員会が別に定めるところにより、特定地域からの就学予定者及び在校生を受け入れることができる人数をいう。

(学校選択)

第4条 次に掲げる者の保護者で通学区域以外の学校への就学を希望する者は、隣接校を選択（以下「学校選択」という。）することができる。

- (1) 芽室町内の特定地域に住所を有し、学校の第1学年に入学する者
- (2) 芽室町内の特定地域に転入し、学校へ転入学する者
- (3) 第1号で隣接校の入学を希望した者の兄又は姉

(申請)

第5条 保護者が前条の規定による学校選択を行う場合は、学校選択希望申請書（第1号様式）を教育委員会へ提出しなければならない。

2 前項の申請は、教育委員会が別に定める期間内にしなければならない。

(申請取下げ)

第6条 前条の規定により申請をした保護者は、当該申請を取り下げる場合は、教育委員会が別に定める期間内に、学校選択希望申請取下げ書（第2号様式）を教育委員会に提出するものとする。

（就学指定）

第7条 保護者が学校選択を申請した場合、教育委員会は原則として当該選択校を就学すべき学校として指定するものとする。

（抽選）

第8条 教育委員会は、前条の規定にかかわらず受入可能人数を超える申請があつた場合には、公開による抽選により決定するものとする。

2 教育委員会は、抽選を実施する場合は保護者にその旨を通知するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成26年4月1日以降に学校選択する者から適用する。（平成25年9月10日決定）

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。（令和6年6月19日決定）

別表（第3条関係）

特 定 地 域	
通学区域	幸町区 柏木町区 北町区 弥生西町区 弥生北町区の一部（芽室町東1条10丁目から芽室町東6条10丁目4～8番地まで）

日程第 7

議案第 1 号

芽室町学校教育推進協議会委員委嘱の件

芽室町学校教育推進協議会規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和 7 年 4 月 3 0 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町学校教育推進協議会委員名簿

委嘱日 令和7年5月16日

	氏 名	所属学校名等	備 考
学 識 経 験 者	西村 嘉博		
	太田 久恵		
	岩野 真志		
	小椋 孝雄		
校長会	塩田 直之	芽室小学校長	
連 P	大丘 輝元	芽室西中学校	
地 帯 校 長 代 表	三寺 康裕	上美生小学校長（上美生）	
	中村 浩幸	芽室南小学校長（伏古）	
	乙戸 貴宏	芽室西中学校長（市街地）	
校 下 保 護 者 代 表	丸 義太郎	芽室小学校	
	北密 大士	上美生小中学校	
	伊藤 洋人	芽室西小学校	
	谷口 智則	芽室南小学校	
	四方 孝明	芽室中学校	
	飛田 壯一郎	芽室西中学校	

○芽室町学校教育推進協議会規則

昭和39年3月6日教委規則第1号

改正

昭和49年7月2日教育委員会規則第3号

昭和52年9月30日教育委員会規則第3号

平成元年5月25日教育委員会規則第5号

平成12年3月28日教育委員会規則第6号

平成17年5月26日教育委員会規則第2号

芽室町学校教育推進協議会規則

(設置)

第1条 芽室町の総合的教育諸条件の整備促進及び児童生徒の学力向上をはかるため、芽室町教育委員会の諮問機関として、芽室町学校教育推進協議会（以下「協議会」という。）をおく。

(組織)

第2条 この協議会は、芽室町教育委員会の委嘱する次の者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 芽室町内校長会代表
- (3) 地帯校長代表
- (4) 各学校校下保護者代表
- (5) 芽室町連合PTA代表

2 前項の委員の委嘱は、必要な都度、教育長の推せんする者について選考の上行うものとする。

3 当該諮問に係る審議が終了したときは、委員を解職するものとする。

(役員)

第3条 この協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名

2 役員は、委員の互選とする。

3 会長は、協議会を代表し会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはこれを代理する。

(特別委員)

第4条 この協議会に必要な応じ特別委員をおくことができる。

2 特別委員は、第2条の委員の中より委嘱する。

(会議)

第5条 この協議会は、会長が招集する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年7月1日から適用する。

附 則 (昭和52年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年9月2日から適用する。

附 則 (平成元年教委規則第5号)

この規則は、平成元年5月25日から施行する。

附 則 (平成12年教委規則第6号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和 52 年 11 月 16 日教委規則第 4 号

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第 3 条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。

日程第 8

議案第 2 号

芽室町教育支援委員会委員委嘱の件

芽室町教育支援委員会規則第 4 条の規程に基づき、委員を委嘱しようとするもの
あります。

令和 7 年 4 月 3 0 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町教育支援委員会委員名簿

委 員 12名

委嘱期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日までの2年間

氏 名	選 出 区 分	所属及び職名	備 考
塩 田 直 之	教 育 職 員	校長会 会 長	芽室小校長
新 倉 忠 司	教 育 職 員	校長会 副会長	芽室中校長
三 寺 康 裕	教 育 職 員	校長会 事務局長	上美生小校長
大 倉 夏 美	教 育 職 員	芽室小学校教諭	
岡 村 彩	教 育 職 員	上美生小学校教諭	
岩 見 恭 子	教 育 職 員	芽室西小学校教諭	
本 間 みちる	教 育 職 員	芽室南小学校教諭	
加 藤 晃 博	教 育 職 員	芽室中学校教諭	
海 保 千 晶	教 育 職 員	上美生中学校教諭	
村 上 幸 子	教 育 職 員	芽室西中学校教諭	
橋 本 拓	関係行政機関の職員	子育て支援課 発達心理相談員	
莖 田 千 春	関係行政機関の職員	子育て支援課 地域コーディネーター	

芽室町教育支援委員会規則（抜粋）

第3条（組織）支援委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

医師、学識経験者、教育職員、児童福祉施設の職員、関係行政機関の職員

○芽室町教育支援委員会規則

昭和60年4月1日教委規則第3号

(設置)

第1条 障害のある又は特別な配慮が必要な就学予定者、児童及び生徒に対して、適切な就学の支援を行うとともに、就学後においても一貫した支援を行うため、芽室町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、芽室町教育支援委員会（以下「支援委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 支援委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

(1) 障害のある又は特別な配慮が必要な就学予定者、児童及び生徒の心身の障害の種類及び程度の判断について調査及び審議を行い、その結果を教育長に報告すること。

(2) 教育長が特に必要と認めること。

2 支援委員会は、障害の状態に応じた適切な教育又は就学指導について必要があると認めるときは、教育委員会に意見を具申することができる。

(組織)

第3条 支援委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 医師

(2) 学識経験者

(3) 教育職員

(4) 児童福祉施設の職員

(5) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 支援委員会に委員長、副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は必要に応じて会議を招集し会務を掌理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(専門委員)

第7条 支援委員会は、専門事項を調査するために専門委員を置くことができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、支援委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年教委規則第10号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年教委規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年1月30日教委規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

日程第 9

議案第 3 号

芽室町教育研究所職員委嘱の件

芽室町教育研究所運営規則第 2 条の規定に基づき、職員を委嘱しようとするもの
あります。

令和 7 年 4 月 3 0 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町教育研究所職員名簿

委嘱期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日

所 属	職 名	氏 名	備 考
芽室西小学校	校 長	吾妻 昌三	
芽室西小学校	教 頭	野村 真実	
芽 室 小 学 校	教 諭	小 椋 春香	
上美生小学校	教 諭	西川 祐平	
芽室西小学校	教 諭	高木 裕介	
芽室南小学校	教 諭	古高明日美	
芽 室 中 学 校	教 諭	森田 明香	
上美生中学校	教 諭	山本 英司	
芽室西中学校	教 諭	渡邊 優美	

○芽室町教育研究所設置条例

昭和48年6月23日条例第45号

改正

平成27年3月6日条例第10号

令和6年6月4日条例第25号

芽室町教育研究所設置条例

(設置)

第1条 本町における教育の進歩改善に資するため地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の趣旨に基づき教育研究所(以下「研究所」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 芽室町教育研究所

位置 芽室町東2条2丁目14番地

(事業)

第3条 研究所は、次の事業を行う。

- (1) 教育に関する専門的事項の調査研究
- (2) 教育関係職員の研修及び教育振興に寄与するための調査研究
- (3) その他目的達成のために必要な事項

(職員)

第4条 研究所に所長ほか必要な職員(以下「職員」という。)を置く。

2 職員は、非常勤とし、芽室町立小中学校教職員のうちから委嘱する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、研究所の組織運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月6日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年6月4日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

○芽室町教育研究所運営規則

昭和48年7月14日教委規則第2号

改正

昭和52年12月16日教育委員会規則第6号

平成4年2月27日教育委員会規則第2号

芽室町教育研究所運営規則

第1条 芽室町教育研究所(以下「研究所」という。)の組織及び運営は、この規則の定めるところによる。

第2条 職員の委嘱は22人以内とし、芽室町内小中学校の推せんをまって教育委員会が行い任期は2年とする。ただし、欠員により委嘱された職員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 運営に要する経費は、町費その他をもって充てる。

第4条 研究所は、研究所の状況及びその成果を教育委員会に報告しなければならない。

第5条 職員の出張にかかわる旅費は、職員旅費支給条例(昭和26年条例第23号)に準ずる。

第6条 その他研究所の運営に必要な事項は、芽室町内小中学校の意見を聞いて研究所長が定める。

附 則

この規則は、昭和48年7月14日から施行する。

附 則(昭和52年教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年教委規則第2号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

日程第 10

議案第 4 号

芽室町立学校における学校運営協議会委員委嘱の件

芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和 7 年 4 月 30 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室小学校学校運営協議会委員名簿

委 員 14名

委嘱期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日までの1年間

	氏 名	役 職 等	備 考
1	柴 田 真 二	麻生町内会長	
2	岩 野 真 志	めむろ子供センター統括支援員	
3	太 田 久 恵	芽室幼稚園長	
4	佐 藤 道 子	芽室町民生委員・主任児童委員	
5	嶋 野 奈津美	保護者代表・PTA会長	
6	正 岡 崇	保護者代表・家庭教育学級長	
7	塩 田 直 之	校 長	
8	新 町 洋 行	教 頭	
9	福 澤 知 浩	主幹教諭	
10	酒 井 正 明	教 諭	教務部
11	松 井 孝 之	教 諭	指導部
12	松 木 秀 英	教 諭	保体部
13	東 海 林 千景	教 諭	研修部
14	高 桑 衣 佳	CS コーディネーター	
15			

上美生小中学校学校運営協議会委員名簿

委 員 18名

委嘱期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日までの1年間

氏 名	役 職 等	備 考
1 河 口 啓 明	上美生地区協議会会長	
2 齋 藤 直 裕	上美生社会教育協会会長	
3 川 端 数 昭	上美生地区山村留学推進協議会会長	
4 横 山 泰 平	上美生町内会	
5 蒲 生 洋	上美生駐在所長	
6 大河内 崇 宏	上美生郵便局長・民生児童委員	
7 北 密 大 士	P T A 会 長	上美生小中
8 高 橋 圭 輔	ふるさと交流センター施設長	
9 岡 崎 榮太郎	上美生老友クラブ会長	
10 蘆 田 千 秋	かみびせい星空プラン会議理事	
11 吉 野 牧 子	学校支援ボランティア	
12 三 寺 康 裕	校 長	上美生小学校
13 和 田 秀 治	校 長	上美生中学校
14 吉 岡 謙 作	教 頭	上美生小学校
15 横 山 修 司	教 頭	上美生中学校
16 中 山 隆	教 諭	上美生小学校
17 奥 谷 直 樹	教 諭	上美生中学校
18 吉 藤 清 孝	C S コーディネーター	
19		
20		

芽室西小学校学校運営協議会委員名簿

委 員 12名

委嘱期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日までの1年間

	氏 名	役 職 等	備 考
1	千 葉 和 範	地 域 住 民	
2	岡 田 幸 造	地 域 住 民	
3	高 橋 美由紀	地 域 住 民	
4	中 田 利 隆	地 域 住 民	
5	石 原 美奈子	地 域 住 民	
6	寺 町 智 彦	保 護 者	
7	南 館 直 人	地 域 住 民	
8	佐 藤 良 諭	保 護 者	
9	吾 妻 昌 三	校 長	
10	野 村 真 実	教 頭	
11	角 屋 充 洋	教 諭	
12	高 桑 衣 佳	C S コーディネーター	
13			
14			
15			

芽室南小学校学校運営協議会委員名簿

委 員 12名

委嘱期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日までの1年間

	氏 名	役 職 等	備 考
1	北 本 英 彦	地 域 住 民	栄
2	後 藤 康 貴	地 域 住 民	北伏古
3	高 田 昌 樹	地 域 住 民	中伏古
4	武 藤 雅 紘	地 域 住 民	上伏古
5	谷 口 智 則	P T A 会 長	新生
6	北 川 達 也	地 域 住 民	北伏古
7	浮 田 久 恵	地 域 住 民	栄
8	中 村 浩 幸	校 長	
9	佐 藤 真 啓	教 頭	
10	本 間 みちる	教 諭	
11	渡 辺 素 子	教 諭	
12	高 桑 衣 佳	C S コーディネーター	
13			
14			
15			

芽室中学校学校運営協議会委員名簿

委 員 15名

委嘱期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日までの1年間

	氏 名	役 職 等	備 考
1	土 屋 直 道 (継)	学識経験者	
2	芦 澤 右 史 (継)	地域住民	
3	棚 瀬 陽 一 (継)	地域住民	
4	今 村 江 穂 (継)	地域住民	
5	陰 元 正 二 (継)	民生児童委員	
6	武 藤 健 護 (継)	商工会	
7	島 影 由里香 (継)	社会教育委員	
8	四 方 孝 明 (新)	P T A会長	
9	新 倉 忠 司 (継)	校 長	
10	樽 松 正 人 (継)	教 頭	
11	大 橋 一 博 (新)	主幹教諭	
12	三井田 創 (新)	教 諭	
13	大 原 卓 也 (新)	教 諭	
14	石 川 大 祐 (新)	教 諭	
15	高 桑 衣 佳 (継)	C Sコーディネーター	

芽室西中学校学校運営協議会委員名簿

委 員 11名

委嘱期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日までの1年間

	氏 名	役 職 等	備 考
1	岩 井 和 彦	地 域 住 民	
2	入 口 吉 貴	地 域 住 民	
3	棚 田 英 和	地 域 住 民	
4	平 岡 早 苗	保 護 者	
5	藤 原 美紀子	民 生 委 員	
6	望 月 直 子	西地区学童代表	
7	乙 戸 貴 宏	校 長	
8	大 橋 裕 一	教 頭	
9	神 藏 葉 子	教 諭	
10	加 納 孝 義	教 諭	
11	高 桑 衣 佳	C S コーディネーター	
12			
13			
14			
15			

○芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

平成31年2月28日教委規則第1号

改正

令和2年3月31日教育委員会規則第9号

芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定め、学校の運営に関して芽室町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画の促進及び連携強化を図り、もって、学校、保護者及び地域の住民との信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に寄与することを目的とする。

(設置)

第2条 教育委員会は、前条の目的を達成するために、その所管する学校ごとに協議会を設置することができる。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一つの協議会を設置することができる。

- 2 協議会の設置に当たっては、校長からの申請によることができる。この場合において、教育委員会は、校長から提出される設置の狙い等が記載された申請書を考慮した上で、前条の趣旨に沿うと認める場合には、協議会を設置することができる。
- 3 協議会の設置に当たっては、各学校の保護者、地域住民及び校長の意見を反映するよう努めるものとする。

(委員)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15人（二以上の学校について一つの協議会を設置する場合にあっては、20人）以内とし、校長の推薦を受け、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。ただし、次の第4号に規定する校長については、校長の推薦を要しないものとする。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 協議会を設置する学校（以下「設置学校」という。）の運営に資する活動を行う者
- (4) 設置学校の校長、その他教職員

(5) 学識経験者

(6) 関係行政機関の職員

(7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は、速やかに新たな委員を任命するものとする。

3 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任用)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員の地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会及び設置学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(報償)

第6条 協議会の開催に係り、委員には1回の会議出席ごとに報償費を支払うものとし、報償費の金額は、別に定める。

(協議会の役割)

第7条 設置学校の校長は、設置学校の運営に関して、毎年度次に掲げる事項について、協議会の承認を受けるものとする。

(1) 教育目標及び学校経営計画

(2) 教育課程の編成に関する基本方針

(3) その他校長が必要と認める事項

2 校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針等に従って、その権限と責任において学校運営を行うものとする。

3 協議会は、第1項各号に掲げる事項のほか、設置学校の運営に関することについて、教育委員会又は当該設置学校の校長に対して意見を述べることができる。

4 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、設置学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

- 5 協議会は、前2項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、あらかじめ、当該設置学校の校長の意見を聞くものとする。

(学校運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、設置学校の運営状況等について、評価を行うものとする。

(住民の参画促進等の情報提供)

第9条 協議会は、設置学校の運営について、保護者や地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めなければならない。

- 2 協議会は、保護者や地域住民等に対して、その活動状況に関する情報を積極的に発信するとともに、保護者や地域住民等の意見、要望等を把握し、その運営に反映するよう努めなければならない。

(協議会の組織)

第10条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、当該設置学校の校長その他教職員を会長又は副会長に選出することはできない。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の運営)

第11条 会長は、校長と協議の上、協議会の会議を招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があるときは、校長と協議の上、委員以外の第三者に会議の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第12条 協議会の会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。会長は、傍聴人が指示に従わないときは、退場させることができる。

(研修等)

第13条 教育委員会は、委員に対して、協議会において必要な事項について正しい理解を得るために、必要な研修等を行うものとする。

(指導及び助言)

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び設置学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第15条 委員会は、委員から辞任の申出があったときのほか、委員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第5条に違反したとき
- (2) 心身の故障のため、職務を遂行することができないとき
- (3) 第3条第1項各号に定める者に該当しなくなったとき
- (4) 前各号に定めるもののほか、その他、解任するに相当する事由が認められるとき

2 設置学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日教委規則第9号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

日程第 11

議案第 5 号

芽室町学校給食センター条例施行規則中一部改正の件

芽室町学校給食センター条例施行規則の一部を改正しようとするものであります。

令和 7 年 4 月 3 0 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

芽室町学校給食センター条例施行規則（昭和49年芽室町教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の4第1項中「254円」を「279円」に、「304円」を「334円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

説 明

令和2年度の改正から5年を経過し、物価高騰による食材費上昇のため給食の1食当たりの金額を見直すものであります。

芽室町学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現 行
(学校給食費) 第6条の4 学校給食費（以下「給食費」という。）の額は、学校給食実施基準で定めた学校給食摂取基準により、次のとおり定める。 小学生 1食当たり <u>279円</u> 中学生 1食当たり <u>334円</u> 2～7 一略— <u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</u>	(学校給食費) 第6条の4 学校給食費（以下「給食費」という。）の額は、学校給食実施基準で定めた学校給食摂取基準により、次のとおり定める。 小学生 1食当たり <u>254円</u> 中学生 1食当たり <u>304円</u> 2～7 一略—